平成３０年（フ）第６３４号
札幌市白石区平和通７丁目北４番13号　コーポ萌202号
債務者　矢野　祐也
1　決定年月日時　平成30年５月14日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年７月９日まで
札幌地方裁判所民事第４部

平成３０年（フ）第６９号
釧路市音別町直別仲通10番地
債務者　白幡　仁司
1　決定年月日時　平成30年５月14日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年７月９日まで
釧路地方裁判所

平成３０年（フ）第５４号
群馬県高崎市吉井町南陽台１丁目９番地７
債務者　長田　将嗣
1　決定年月日時　平成30年５月14日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年７月９日まで
前橋地方裁判所高崎支部

平成３０年（フ）第５５１号
さいたま市緑区大字大間木542番地１　コーポトートーＣ101
債務者　西原　優美（旧姓相馬）
1　決定年月日時　平成30年５月14日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年７月９日まで
さいたま地方裁判所第３民事部破産係

平成３０年（フ）第１６２号
埼玉県草加市苗塚町150番地１　ワンダーズ204号
債務者　玉城　清吉
1　決定年月日時　平成30年５月14日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年７月９日まで
さいたま地方裁判所越谷支部破産係

平成３０年（フ）第２０９号
埼玉県草加市松原１丁目１番６―1511号
債務者　伊藤　　稔
1　決定年月日時　平成30年５月14日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年７月９日まで
さいたま地方裁判所越谷支部破産係

平成３０年（フ）第２１０号
埼玉県草加市松原１丁目１番６―1511号
債務者　伊藤　　泉
1　決定年月日時　平成30年５月14日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年７月９日まで
さいたま地方裁判所越谷支部破産係

平成３０年（フ）第２１０号
埼玉県富士見市東みずほ台２丁目４番地８　ボンクレールメゾン105、前住所埼玉県富士見市東みずほ台４丁目14番地23
債務者　戸田　由香
1　決定年月日時　平成30年５月14日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年７月９日まで
さいたま地方裁判所川越支部

平成３０年（フ）第６２号
川崎市中原区木月住吉町７―37　レジオン・ド・ヌール202、住民票上の住所川崎市中原区下小田中３丁目14番15―102号　サンアミューズ中原
債務者　阿部　健治
1　決定年月日時　平成30年５月15日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年７月９日まで
横浜地方裁判所川崎支部破産係

平成３０年（フ）第７９号
高知県南国市緑ケ丘１丁目401番地２　県営住宅Ｒ１―302号
債務者　森田　利紅
1　決定年月日時　平成30年５月15日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年７月９日まで
高知地方裁判所破産係

平成３０年（フ）第２１９号
北九州市八幡西区引野３丁目11番32号（103）
債務者　鈴木　　宝
1　決定年月日時　平成30年５月15日午後２時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年７月９日まで
福岡地方裁判所小倉支部第１民事部

平成３０年（フ）第１６９号
熊本市北区高平２丁目10番30号　ヴェルデコリーナエストⅡ102号
債務者　吉村　建一
1　決定年月日時　平成30年５月14日午後２時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年７月９日まで
熊本地方裁判所民事第１部破産再生係

平成３０年（フ）第１０号
岡山県美作市三保原1069番地、前住所岡山県赤磐市桜が丘西１丁目12番13号
債務者　牧本眞里子
1　決定年月日時　平成30年５月15日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年７月10日まで
岡山地方裁判所津山支部

平成３０年（フ）第５４号
香川県高松市国分寺町国分2638番地１　パークサイド大道Ａ102
債務者　西山明日香（旧姓林田）
1　決定年月日時　平成30年５月15日午前11時30分
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年７月10日まで
高松地方裁判所民事部破産・再生係

平成３０年（フ）第１４２号
熊本市北区八景水谷１丁目23番35号　リーベンハウス　101号室
債務者　水口　**教**子
1　決定年月日時　平成30年５月14日午後２時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年７月10日まで
熊本地方裁判所民事第１部破産再生係

平成３０年（フ）第１０５７号
大阪市平野区加美北５丁目９番１―416号、前住所大阪市平野区加美北４丁目12番２―204号
債務者　岡村　博子
1　決定年月日時　平成30年５月14日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年７月11日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成３０年（フ）第１０９７号
大阪市港区八幡屋１丁目11番５号
債務者　小野　江美
1　決定年月日時　平成30年５月14日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年７月11日まで
大阪地方裁判所第６民事部